

# つるかめ相談支援事業所 運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社たくみケアサービスが開設するつるかめ相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定一般相談支援事業及び特定相談支援事業（以下、「相談支援事業等」という。）事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は利用者の保護者（以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切かつ円滑な指定計画相談支援（以下、「計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

- 2 事業所は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努めるものとする。
- 4 関係市町村から認定訪問調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに利用者に対し適正な調査を行い、又常にその知識を有するよう研鑽する。
- 5 事業の実施にあたっては、全4項の他、関係法令等を遵守する。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 つるかめ相談支援事業所
- (2) 所在地 神奈川県秦野市富士見町 6-34

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 3名（常勤兼務2名、非常勤専従1名）  
相談支援専門員は、利用者等からの日常生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等に関する業務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日及び祝日とする。但し、12月30日より1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

## (指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定計画相談支援の提供方法及び内容は次のとおりとする

- (1) サービスの提供方法についての説明
- (2) アセスメントの実施
- (3) サービス等利用計画案の作成
- (4) サービス等利用計画作成の
- (5) モニタリングの実施

- (6) 全各号に掲げる便宜に附帯する便宜  
(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言等。

(利用者等からの受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した場合は、支給決定障害者等から法第32条第2項の規定により、算定されたサービス利用計画作成費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、支給決定障害者等の選定により、通常の事業の実施地域を超えて行う指定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 実施地域を超えた地点から往復 5km～7.5km 未満 750円  
(2) 実施地域を超えた地点から往復 7.5km 以上 1,000円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、平塚市、秦野市、伊勢原市、中井町、大磯町、二宮町の区域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第9条 事業等の主たる対象者は、身体障害者及び知的障害者、精神障害者、難病等対象者とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施  
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
(3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

＜緊急やむを得ない場合とは＞※以下の全てを満たすことが必要

① 切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

#### (業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (苦情・ハラスメント処理)

第14条 指定訪問看護の提供に係る利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

#### (緊急時等における対応)

第15条 指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合には、管理者に報告し、速やかに都道府県、市町村、利用者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない

#### (個人情報の保護)

第16条 事業所は、業務上知り得た利用者等の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者等の個人情報については、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執務体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 事業所は、相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社たくみケアサービスと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。